

令和 7 年（2025 年）12 月 19 日

第 2 次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（素案） に関するパブリックコメントについて

熊本市では、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村のうち 23 市町村が共同で策定する「第 2 次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（素案）」について、市民の皆様から広くご意見をいただき、計画に反映させるため、熊本市パブリックコメント実施要綱に基づき、下記のとおり意見募集を行います。

記

募集期間	令和 7 年（2025 年）12 月 22 日（月） ～令和 8 年（2026 年）1 月 21 日（水）
公表方法	・ 熊本市ホームページへの掲載 ・ 脱炭素戦略課窓口での縦覧
公表する内容	第 2 次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画素案 及び概要版
意見の募集方法	電子メール、郵送、FAX
意見への対応	提出された意見を踏まえ、共同策定する市町村の担当課で計画を再検討します。その後、熊本市ホームページや脱炭素戦略課窓口で、意見のまとめりごとに各市町村の考え方を公表します。

【お問い合わせ先】

環境局 環境推進部 脱炭素戦略課

電話 : 096-328-2355

課長 : 笹田 和宏（ささだ かずひろ）

副課長 : 渡辺 孝太郎（わたなべ こうたろう）

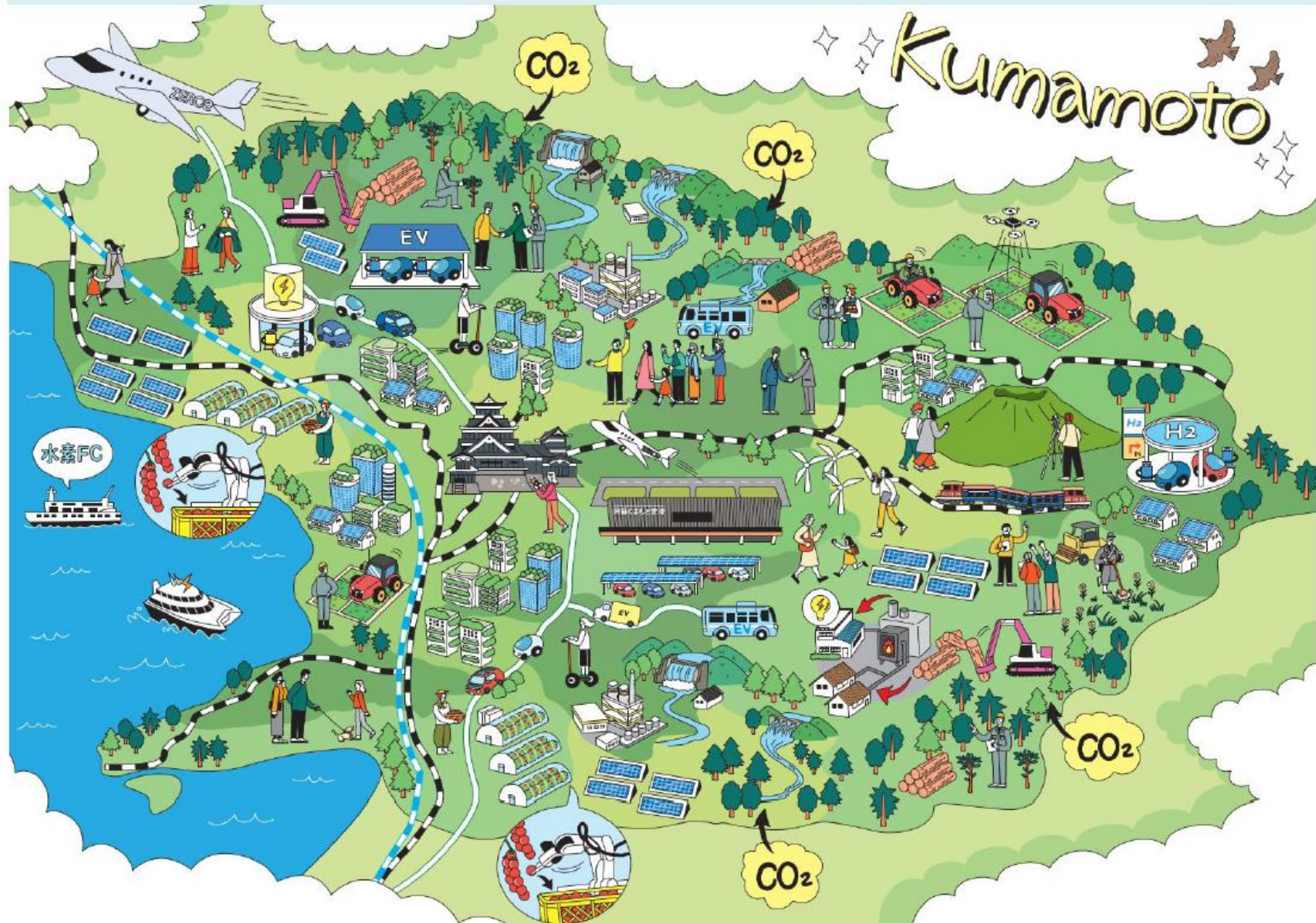
担当 : 主査 桑原（くわはら）

第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 素案について

(素案概要)

環境局 環境推進部 脱炭素戦略課

水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現



第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 素案（概要）

はじめに

目 的

地球温暖化とそれに伴う気候変動の影響に対処していくためには、私たちが住む地域から、地球温暖化の原因とされる人為起源の温室効果ガスの排出を削減していくこと（緩和）と、避けられない気候変動の影響に対して被害の防止・軽減を図ること（適応）の両方を進めていく必要がある。

本計画では、熊本連携中枢都市圏にある恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながら、都市圏の自然資源及び人的・知的資源等を活用・循環させた脱炭素の取組により、持続可能な豊かな都市圏を実現することを目的とする。

また、環境と調和した地域づくりを進めるとともに、気候変動による影響への適応力を高めることも目指す。

計画期間

令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）

※令和12年度（2030年度）及びその他必要に応じて、計画内容の見直しを行う。

対象範囲

熊本連携中枢都市圏を構成する24市町村（令和8年（2026年）3月末時点）のうち以下23市町村の行政区域

（熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）

※荒尾市は独自の地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定済。荒尾市は都市圏の構成市として、本計画と連携した取組を進める。

位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」

共同策定による効果

- ①波及効果：特定の自治体の施策により効果が得られた場合、そのノウハウを他自治体と共有することにより同様の効果が得られる。
- ②補完効果：各自自治体の「強み」と「弱み」を補い合うことにより、個々では実現が難しい施策を可能にする。
- ③推進効果：圏域全体で進捗を管理し、他自治体の活動状況を把握することにより、単独では得られない成果を実現可能にする。

第1章 地球温暖化に関する国内外の動向

地球温暖化の現状

- ・豪雨による甚大な被害の発生（令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨、令和7年8月の豪雨）
- ・降水と乾燥の極端化による農作物への影響

2019	【国】「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定 【県】「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」宣言
2020	【都市圏】「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」宣言 【国】2050年カーボンニュートラル宣言
2021	【国】「地球温暖化対策計画」閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 【県】「第六次環境基本計画」策定 【都市圏】「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」策定
2022	【国】「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」スタート
2024	【国】「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 【都市圏】「重点対策加速化事業」の採択
2025	【国】「地球温暖化対策計画」「第7次エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」の閣議決定

第2章 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の振り返り

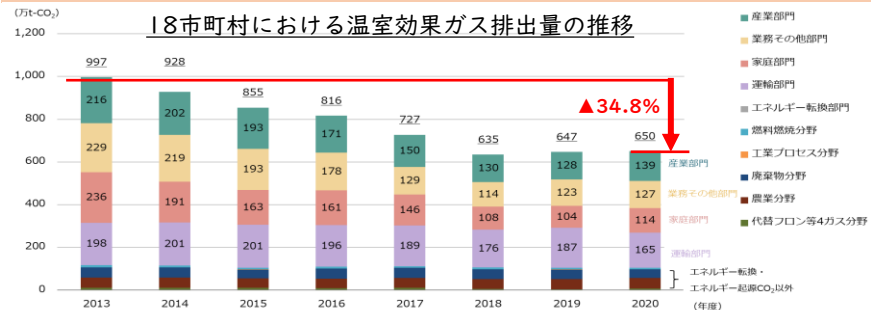
温室効果ガス排出状況（18市町村）

◇温室効果ガス排出量は、平成30年度（2018年度）までは減少傾向。

◇令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）と比較して約35%削減している。

【短期目標】2025年度・・・33%以上削減 【中期目標】2030年度・・・40%以上削減

【長期目標】2050年度・・・実質ゼロ



都市圏におけるこれまでの主な取組

〈基本方針1〉都市圏の特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進と災害への対応

- ◇公共施設への太陽光発電・蓄電池導入
- ◇廃棄物発電および水道施設の未利用空間を活用した太陽光発電による電力の地産地消

〈基本方針2〉都市圏の各主体による省エネルギーの推進とエネルギーの効率的な利用

- ◇省エネ設備機器の導入に係る助成
- ◇ZEH及び断熱改修の導入に係る助成

〈基本方針3〉都市圏における脱炭素社会に向けた都市機能と資源循環社会の構築

- ◇EV・PHVの導入に係る助成
- ◇生ごみ堆肥化容器等の購入に係る助成

〈基本方針4〉都市圏が誇る豊かな自然環境の保全と住民の生活の質の向上

- ◇雨水貯留施設の設置に係る助成
- ◇国の「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した農家の取組支援

〈基本方針5〉都市圏の未来に向けた環境意識の向上と環境投資の推進

- ◇出前講座及び環境学習の開催

2020年度の温室効果ガス削減割合は34.8%で、短期目標として掲げた2025年度33%以上削減の水準に達しており、**短期目標を達成**する見込み。主要4部門のうち、運輸部門の削減割合が産業部門・業務その他部門・家庭部門の削減割合に比べ低いことから、引き続き、家庭や業務部門の省エネ・再エネ普及を促進するとともに、**更なる運輸部門の取組強化**が必要。

温室効果ガス排出量の算定方法の見直しについて

23市町村の温室効果ガス排出量を推計するにあたり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」）の改正や、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の改定を踏まえ、推計方法を見直しています。

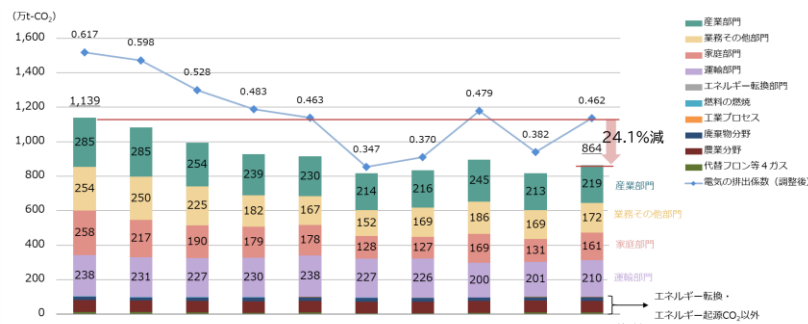
本計画では、見直しを行った推計値を用いて削減目標を設定するとともに、進捗管理を行います。

第3章 地球温暖化に関する都市圏の現状

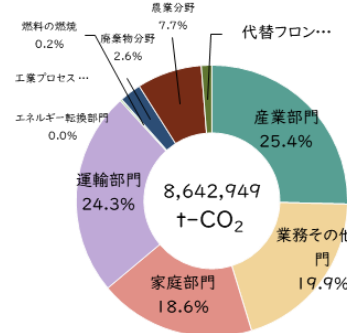
温室効果ガス排出状況

- ◇温室効果ガス排出量は平成30年度（2018年度）までは減少傾向
 ◇令和元年度（2019年度）からは、産業部門、業務その他部門及び家庭部門の変動に合わせ、排出量全体で増減を繰り返している。

23市町村における温室効果ガス排出量の推移



2022年度排出量の内訳



部門・分野別の温室効果ガス排出状況

①産業部門

- ◇産業部門から排出される温室効果ガスのうち、約87%を製造業が占める
 ◇熊本市、合志市、大津町、宇土市の排出割合が高くなっており、都市圏全体の過半数を占める
 ◇化石燃料消費量及び電力消費量は、いずれも減少傾向にある



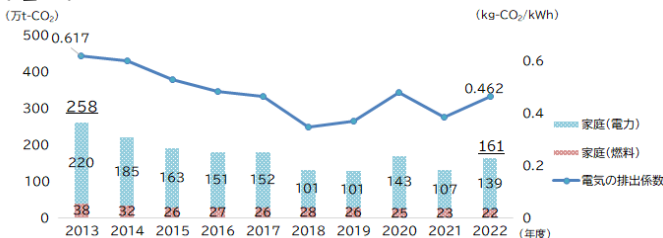
②業務その他部門

- ◇2013年度と比較して約32%減少している
 ◇2013年度と比較して、電力消費量は約26%、化石燃料消費量は約12%減少している



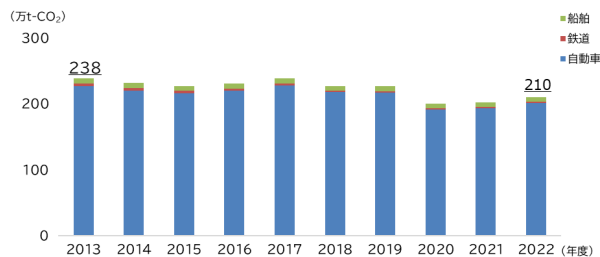
③家庭部門

- ◇排出量の大半は、家庭の照明や空調の稼働に伴う電力消費によるもの
 ◇2022年度における家庭部門の排出量は、2013年度と比較して、約38%減少している
 ◇市町村別の人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、1.06～1.31 (t-CO₂/人) と地域間に大きな差はない



④運輸部門

- ◇排出量の大半は、自動車の使用によるもの
 ◇2022年度における運輸部門の温室効果ガス排出量は、2013年度と比較して、運輸部門全体では約12%減少、自動車では約11%減少しており、自動車の燃費向上が削減要因となっている。
 ◇2019年度から2021年度にかけては新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響により排出量が減少した



...

第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 素案（概要）

第5章 目標達成に向けた取組

基本方針と対策

◇5つの基本方針、13の対策、63の施策で構成

基本方針	対策	施策例
基本方針1 再生可能エネルギーの 利用促進と徹底した 省エネルギーの推進	① 再生可能エネルギーの導入 や利用の促進	▷ 自家消費型太陽光発電及び蓄電池の導入促進 ▷ 住宅及び事業所における再エネ電気の利用促進
	② 徹底した省エネルギーの 推進	▷ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ▷ 住宅や建築物の省エネルギー化
	③ 電化・燃料転換や電気需要 の最適化の推進	▷ 化石燃料から電気、より低炭素な燃料への転換の推進 ▷ 蓄電池やデマンドレスポンスによる電力需給調整の推進
基本方針2 脱炭素型の都市・ 地域づくりの推進	① CO ₂ 排出量が少ない移動・ 輸送手段の普及促進	▷ 次世代自動車の普及促進 ▷ 徒歩や自転車移動の推進
	② 公共交通の利用促進及びモ ビリティマネジメントの推進	▷ 公共交通機能の充実・利便性の向上
基本方針3 持続可能な 資源循環社会の構築	① 廃棄物の発生抑制	▷ リデュース・リユースの推進 ▷ プラスチックごみの削減
	② 廃棄物の適正処理と資源循環 の推進	▷ 廃棄物の資源利用の推進 ▷ 下水処理に伴う資源の有効活用
基本方針4 豊かな自然環境の保全 と環境に配慮した 農林水産業の推進	① 豊かな森・海づくりの推進	▷ 森林整備事業 ▷ 林業担い手育成
	② 環境に配慮した農林水産業 の推進	▷ 環境保全型農業の推進 ▷ 家畜排せつ物の有効活用
	③ 節水等の推進	▷ 水資源保全意識の高揚 ▷ 雨水有効活用の促進
	④ 都市緑化の普及促進	▷ 民有地の緑化支援 ▷ 緑化意識の高揚
基本方針5 脱炭素につながる行動 変容の促進と環境投資 の推進	① 脱炭素につながるライフ スタイルの普及促進	▷ 環境教育の推進 ▷ 農林水産物の地産地消の推進
	② 脱炭素経営・ビジネスの 普及促進	▷ 脱炭素経営の意識醸成・普及促進 ▷ 脱炭素関連技術・産業の育成支援

基本方針ごとの施策実施に関する指標・目標

◇温対法の改正により、再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項等の目標を設定するよう（都道府県及び指定都市等に）義務付け

◇目標値設定年度は、計画期間に合わせ2030年・2035年に設定

◇既に他計画で設定している指標との整合性を図るため、基本方針2～4は市町村ごとの状況に合わせて目標値を設定

基本方針	施策の実施に関する指標	都市圏の目標値		検証年度
		2030年	2035年	
1. 再エネと省エネ の推進	区域の再エネ発電設備導 入量(MW) 現状:1,439	1,928MW	2,273MW	毎年度
	1人当たりのエネルギー消 費量(GJ/人) 現状:69.8	59.7GJ/人	55.6GJ/人	毎年度
2. 脱炭素型の都 市・地域づくり	公共交通機関の年間利用 者数(人/年)	都市圏全体では設定しない		毎年度
3. 資源循環社会 の構築	ごみの排出量(g/人・日)	都市圏全体では設定しない		毎年度
4. 自然環境の保 全と農林水産業の 推進	森林整備面積(ha)	都市圏全体では設定しない		毎年度
5. 行動変容の促 進と環境投資	脱炭素化への取組を実施 している住民・事業者の割 合(%) 現状:39(住民) 32(事業者)	53%(住民) 48%(事業者)	65%(住民) 61%(事業者)	5年ごと

適応策に関する取組

◇「適応策」とは温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」とは対照的に、既に起きてしまっている、あるいは将来避けられない気候変動の影響に対処することが目的

◇適応策の対象は、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系など、多岐に渡るため、分野ごとに懸念される影響とその対策を示す

◇本計画は気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付ける

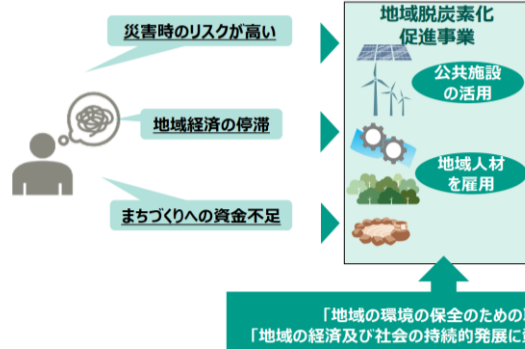
第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画 素案（概要）

第6章 地域脱炭素化促進事業

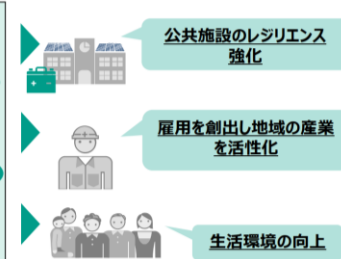
目 的

- ◇令和3年温対法改正により、同法第21条第5項に基づき、市町村は地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされた。
- ◇都市圏においても、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進することを目的として、促進区域等を設定する。

地域の課題（イメージ）

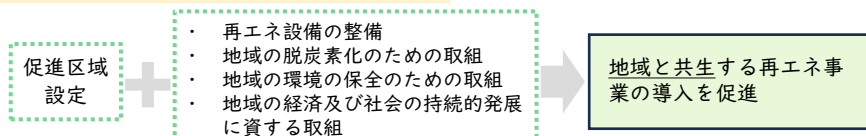


地域の課題解決（イメージ）



出典：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編・本編）Ver_2.0」（令和7年3月）

都市圏における地域脱炭素化促進事業



設定のメリット

地 域

- ◇地元関係者との合意形成
- ◇地域環境・地域資源の保全
- ◇地域社会・経済への貢献

事業者（促進区域活用事業者）

- ◇国補助事業における優先採択や加算措置
- ◇手続きのワンストップ化等
- ◇事業の予見可能性の向上

都市圏の促進区域における再エネ導入目標

- ◇地域裨益型の再エネ導入により、本計画で掲げる再生可能エネルギーの導入目標の達成を目指す

指標	目標（2035年度）
地域脱炭素化促進事業認定件数（件）	3件

区域設定（案）

- ◇以下の区分で設定し、地域の実情に応じて設定

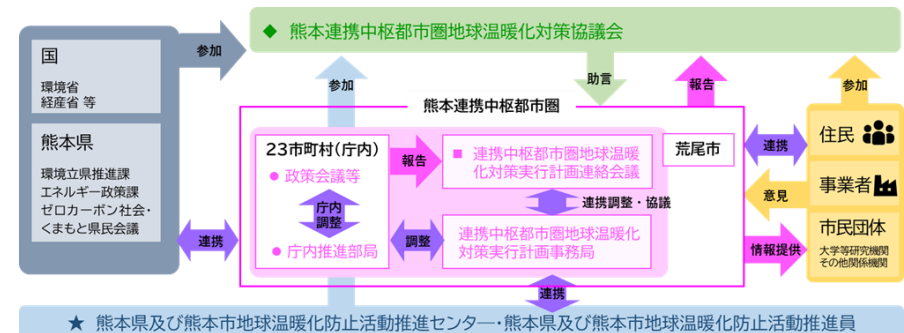
区分	内容
公有地・公共施設活用型	市町村が有する土地・施設等を対象とし、再エネ導入による平常時の自家消費及び災害時のエネルギー確保を実施
地区・街区指定型	工業施設や商業施設など、エネルギー需要が高い施設が集積する地域を対象とし、再エネ導入及びエネルギーの自家消費を重点的に行うエリアとして設定
事業者提案型	住民及び事業者による提案により、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定

※地区・街区指定型のみを掲載



第7章 計画の推進体制・進捗管理

- ◇進捗管理はPDCAサイクルにより行い、必要に応じて取組内容の見直し等を検討
- ◇計画の推進体制は以下のとおり



★ 熊本県及び熊本市地球温暖化防止活動推進センター・熊本県及び熊本市地球温暖化防止活動推進員

熊本市の区域設定

◇公有地・公共施設に関する促進区域

区分	庁舎	学校	未利用地	その他
	本庁舎、区役所、出張所等	学校校舎・体育館	最終処分場跡地等	配水池、消防署等
熊本市	○	○	—	○

◇地区・街区に関する促進区域

太陽光発電の設置形態：建築物の屋根・壁面、カーポート型、地上設置型

地区・街区：本市の地区・街区における促進区域は、「**熊本市市街化調整区域における産業立地型地区計画の運用基準**」に基づき都市計画の決定を受けた産業用地

市町村	工業施設地域等			未利用地
	工業専用地域（用途地域）	工業地域（用途地域）	その他（工業団地等）	
熊本市	—	—	—	○

促進区域の設定
戸島町東地区産業用地
（熊本市東区戸島町地内）

※中央区・西区・南区・北区は設定なし

令和8年3月以後、表記運用基準に基づく産業用地として新たに設定された区域がある場合には、促進区域として設定

計画策定スケジュール

年度	月	熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策協議会	住民等の意見聴取	各市町村議会	都市圏市町村
令和6年度	4月				○計画策定着手
	10月	○実行計画 <u>骨子（たたき台）</u> について意見聴取			
	11月				○骨子案作成
	12月	○実行計画 <u>骨子（案）</u> について報告			
	1月		○住民・事業者向けアンケート実施 (令和7年1月～2月)		○都市圏首長会議報告
	3月		○こども向けワークショップ（アンケート）の実施 (令和7年3月～7月)	実行計画骨子の決定 ※令和7年3月	
令和7年度	8月	○ <u>素案（たたき台）</u> について意見聴取			
	9月				○素案確認（各市町村）
	10月				○素案の合意（各首長）
	11月	○ <u>素案</u> について報告			
	12月			令和7年第4回定例会 ○ <u>素案</u> の報告 ○計画実施状況報告	
	1月		○パブリックコメントの実施	→	○素案修正 (素案→計画案)
	2月	○パブリックコメントの結果及び <u>計画案</u> の報告			○都市圏首長会議報告
	3月			令和8年第1回定例会 ○パブリックコメントの結果及び実行計画 <u>計画案</u> の報告	

第2次実行計画の策定（各市町村決裁） ※令和8年3月策定予定